



令和 8 年 9 月 2 9 日
北海道運輸局海上安全環境部

海上運送法に基づく輸送の安全確保に関する警告書の発出について

国土交通省北海道運輸局では、下記の事業者に対して海上運送法第 25 条第 1 項に基づく検査を実施した結果、安全管理規程に違反する事実を確認し、別紙のとおり輸送の安全確保に関する警告を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和 8 年 9 月 2 9 日

2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに検査概要

事業者の名称：合同会社 小樽カナルボート

事業者の住所：小樽市港町 4 番 2 号

検査概要：令和 8 年 6 月 1 9 日 1 7 時 4 5 分頃、同社が運航する旅客船「カナルVI」が小樽運河散策路護岸に接触する事故が発生した。これを受けて、令和 8 年 7 月 2 日に海上運送法第 25 条第 1 項に基づく立入検査を実施したところ、事故発生日ではないものの、船長に対するアルコール検査の一部について、運航前に実施していない日があった事実を確認した。

3. 警告の内容

警告事項及び違反点数等については別紙参照。

【問い合わせ先】
国土交通省北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官
石岡・本間・樋渡
TEL：011-290-2773

【別紙】

番号	警 告 事 項	違反点数
1	安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2点
2	運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。	2点
3	安全統括管理者は、安全管理規程第36条に基づき、アルコール検査器を用いたアルコール検査体制を構築すること。	2点
違反点数合計		6点
(うち輸送の安全に関する違反点数合計)		6点

備 考

違反点数については、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 国土交通省海事局長通達）によるものである。

以上